

# 重点 3 本柱の取組方針のフォローアップと 今後の取組方針（案）

# ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>① 資本性劣後ローンや今年度中小機構・REVICに増強された原資(※)を用いた出資等により、コロナ禍に応じた適切な支援を実施する。(※資本性劣後ローン:日本政策金融公庫等に補正予算額1兆1842億円。中小機構:経営力強化支援ファンドに令和2年度一次・二次補正で450億円。REVIC:令和2年度二次補正で、政府保証枠を1兆円→2兆円に拡充。)</p> <p>併せて、事業引継ぎ支援センターを中心とした関係機関(事業承継ネットワーク、地域金融機関等)との間の協業・情報連携強化や、金融機関の有する案件の早期共有を行うための仕組み等について検討を行う。</p>	-	<p>① 資本性劣後ローンや中小機構・REVICに増強された原資(※)を用いた出資等により、コロナ禍に応じた適切な支援を実施する。(※資本性劣後ローン:日本政策金融公庫等に補正予算額1兆1842億円。中小機構:経営力強化支援ファンドに令和2年度一次・二次補正で450億円。REVIC:令和2年度二次補正で、政府保証枠を1兆円→2兆円に拡充。)</p>
<p>(①-1) 経営力強化支援ファンドにおいては、地域の核となる中堅企業等を対象に、出資等により事業再生と成長をサポートするとともに、事業引継ぎ支援センターによるマッチング支援を活用し第三者承継を促進。7月より新たなファンド設立提案を公募中であり、10月を目途に設立予定。【経産省】</p>	<p>・ファンド5件を組成済。 (令和2年9月30日、10月30日、11月30日、令和3年3月2日、3月24日。中小機構はそれぞれ100億円、100億円、25億円、40億円、50億円を出資決定)</p>	<p>①-1. 経営力強化支援ファンドについて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した、地域の核となる中堅企業等を対象に、経営力強化とその後の成長を支援するため、令和2年度において全国で5件の組成を行ったところ、引き続き新たなファンドの設立提案を公募する。【経産省】</p>
<p>(①-2) 各ファンドにおいて、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに投資先企業を選定し、ファンド設立後1年以内に、10件程度の出資案件の決定を目指す。【経産省】</p>	<p>・投資先案件2件に出資決定した(令和3年5月末時点)。引き続き各ファンドにおいて具体的な投資案件を検討中。</p>	<p>①-2. 各ファンドにおいては、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに投資先企業を選定し、ファンド設立後1年以内に、10件程度の出資案件の決定を目指す。【経産省】</p>
<p>(①-3) 事業再生の枠組みを活用した支援を行うとともに、ファンドを通じた支援については、従来の災害復興支援ファンドを規約変更し、また、新ファンドを設立することにより、全国でコロナ禍の経営基盤改善等を投資対象化した。(5月18日より事業者からの相談受付を開始しており、個別案件相談を受けているところ)【金融庁】</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援を6件決定した(令和3年5月末時点)。</p>	<p>①-3. REVICにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金の供給等を進め、事業者の生産性向上の取り組みや事業統合等による採算性向上の取り組みなどを後押ししていく。 また、これらの支援を通じて、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生や事業承継支援能力の向上、地域活性化の取り組みを定着させる。【金融庁】</p>
<p>(①-4) REVICにおいては、人員増強等により支援体制を強化するとともに、地域金融機関とも連携し、難易度が高い事業者案件を中心に支援を行っていく。【金融庁】</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、事業再生業務の経験者等の専門家の新規採用や、金融機関からの派遣の受入れ等により、事業者の支援体制の強化を実施した(本年4月に、ファンドによるコロナ対応を強化するためファンド担当役員(常務取締役)を新たに登用)。</p>	<p>(削除)</p>

## ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>【事業承継】事業承継支援の加速化・充実化(事業引継ぎ支援センター、事業承継ネットワーク、金融機関のサポート等) [金融庁、中企庁]</p>	-	(②に記載)
<p>(新規項目)</p>	<p>・令和2年11月に「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」を立ち上げ、令和3年4月に、今後5年間に実施すべき官民の取組を「中小M&amp;A推進計画」として取りまとめた。</p>	<p>②-1. 中小企業等によるM&amp;Aを推進するため、「中小M&amp;A推進計画」で取りまとめられた今後5年間の取組に官民で着実に取り組むとともに、実施状況を年1回程度、定期的にフォローアップする。[経産省]</p> <p>②-2. 「中小M&amp;A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&amp;A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有の在り方等について、関係省庁で連携して取組を進める。[経産省・金融庁]</p>
<p>(①-5) 事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や第三者承継に関心のある者に対し、プッシュ型の第三者承継支援を行い、事業引継ぎ支援センターのデータベースへの登録を促進。【金融庁、経産省】</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても第三者承継の相談に対応できるよう、オンラインセミナーが実施できるように事業引継ぎ支援センターの体制を整備した。</p> <p>・事業承継・引継ぎ後の新たな取組(設備投資・販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助、実証事業による後継者不在の中小企業の後継者教育の「型」の明確化、マッチング支援を行う事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備を実施中。</p> <p>○事業承継・事業引継ぎ推進事業 【令和2年度第3次補正予算:56.6億円(新規)】</p> <p>・令和3年4月に、第三者承継支援を行う事業引継ぎ支援センターと親族内承継支援を行う事業承継ネットワークを統合した。事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで実施中。</p> <p>○事業承継総合支援事業 【令和3年度当初予算:95.0億円の内数(令和2年度当初:75.1億円の内数)】</p>	<p>(②-4と統合)</p>

## ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>(①-6) また、当該データベースへの足下の登録件数は約7,000件(8月時点、登録ペースは約150件/月程度)であるところ、登録を加速化させ、今年度中に、約1万件の登録を目指す。【金融庁、経産省】 加えて、金融機関や民間M&amp;A仲介業者等がデータベースを閲覧・登録可能とすることを進めているほか、今後は、民間M&amp;Aプラットフォームが案件データベース内の相談企業情報を自社プラットフォームへ掲載することを可能とする等の連携を進め、更なる裾野の拡大に取り組む。【金融庁、経産省】</p>	<p>・事業引継ぎ支援センターのデータベースの登録者数は令和3年3月末時点で約8,900名。 ・民間M&amp;Aプラットフォームとの連携について、令和2年10月1日に3社(トランビ、バトンズ、ビズリーチ・サクシード)との連携を発表した。うち、ビズリーチ・サクシードとは令和2年10月15日に連携開始済。トランビ、バトンズとも準備が整い次第、連携開始予定。</p>	<p>②-4. 事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースに登録された案件についてマッチングの成約率を向上させるため、民間M&amp;Aプラットフォームのデータベースとの連携強化も念頭に、データベースの段階的改修等の改善を行う。 また、金融機関や民間M&amp;A仲介業者等がデータベースを閲覧・登録可能とすることを引き続き推進するほか、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間M&amp;Aプラットフォームの更なる掘り起こしを行い、民間M&amp;Aプラットフォームの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。[経産省]</p>
<p>(①-7) また、来年度には、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合することで、事業承継支援のワンストップ体制を構築する。【経産省】</p>	<p>・令和2年7月以降、各事業承継ネットワークや各事業引継ぎ支援センター、主な関係機関(都道府県、関係受託機関)に対し、統合の課題等についてヒアリングを実施。 ・ヒアリング結果を踏まえ、統合後の支援体制や業務フロー等を検討し、関係機関に提示。令和3年4月に事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合し、事業承継・引継ぎ支援センターとして活動を開始。</p> <p>○事業承継総合支援事業(再掲) 【令和3年度予算:95.0億円の内数(令和2年度当初:75.1億円の内数)】</p>	<p>②-3. 令和3年4月に事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合し、事業承継・引継ぎ支援センターとして活動を開始したところ、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を継続して行う。また、域内外の民間事業者等との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、本センターの機能強化を図る。[経産省]</p>

# ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>(①-8) 本年8月以降、地域金融機関(8月中に地方銀行計4行実施)へのヒアリングを実施し、情報共有に関する有効な取組事例、早期共有のインセンティブ要因や妨げとなっている要因を把握する。【金融庁】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年11月に中小企業庁において、「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」が設置されたことを受け(金融庁はオブザーバー参加)、検討に際してはこうした場も活用しながら、中小企業庁等と連携している。</li> <li>・ 令和2年8月以降、計9の地域金融機関と、事業引継ぎ支援センターをサポートする中小企業基盤整備機構にヒアリングを実施した。</li> </ul>	<p>(②-2と統合)</p>
<p>(①-9) 当該ヒアリング結果等を踏まえ、金融機関に対して成功例の横展開等によるノウハウの蓄積を促すとともに、早期共有を実現するための仕組み等があり得るかについて、検討を行う。【金融庁】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の大きい金融機関においては民間事業者等を迅速に活用している状況も見受けられた一方、多くの金融機関から、下記の課題等が挙げられた。</li> <li>○ 経営者が引退を決断するまでに相当程度の時間を要することが多数ある。</li> <li>○ 金融機関の事業承継支援に関する取組が事業者に認知されていない。</li> <li>○ 小規模金融機関と事業引継ぎ支援センターとの接触機会を増加し、関係構築を促進させる必要性がある。等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関の取組みの評価に関する企業アンケート調査において、事業承継に関する問を複数設定し、事業承継に関する経営者の考え方等の把握を行うこととしている(令和3年4月発出)。</li> <li>・ 信用金庫・信用組合向けに「金融支援メニュー説明会」を開催し、事業引継ぎ支援センターから、同センターの取組みを紹介した。</li> <li>・ ヒアリング結果等を踏まえ、事業引継ぎ支援センターの課題・今後の改善方針を、中小企業庁が取りまとめた「中小M&amp;A推進計画」(令和3年4月公表)に反映。</li> <li>・ ヒアリング結果等を踏まえ、金融機関と事業引継ぎ支援センターの連携機会の拡充等を検討中。(令和2年度の金融機関からの紹介による同センターへの相談件数1,884件(全相談件数11,686件))</li> <li>・ 業界団体との意見交換会において、「中小M&amp;A推進計画」を紹介するとともに、一層の事業承継支援を促進している。</li> </ul>	<p>(②-2と統合)</p>

# ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>② 根本的な事業承継ニーズの発掘・慫慂に向け、事業承継に関する地銀のノウハウ向上や専門家等サポート人材の活用促進を図るとともに、予算・税制等により事業承継インセンティブを強化する。</p> <p>【事業承継】事業承継支援の加速化・充実化(事業引継ぎ支援センター、事業承継ネットワーク、金融機関のサポート等) [金融庁、中企庁](再掲)</p>	<p>-</p>	<p>② 令和3年4月より活動を開始した事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継(M&amp;A)を円滑に行えるよう、「中小M&amp;A推進計画」(令和3年4月中小企業庁策定)で取りまとめられた取組を着実に推進する。</p>
<p>(②-1) 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断(今年度5月末時点で1.2万件→年度末までに昨年度の16.8万件を目標)により掘り起こした事業承継ニーズに対して、全国各都道府県に配置したコーディネーターにより、事業者の事業承継計画策定支援や、税理士や弁護士等の専門家派遣等を実施。【経産省】</p>	<p>・全国47都道府県に設置された事業承継ネットワークの構成機関により、令和2年度は約16.2万件の事業承継診断を実施した。 ・事業承継診断後は、ニーズに応じて、事業承継計画の策定支援や、税理士、弁護士等の専門家派遣を実施している。</p> <p>○事業承継総合支援事業(再掲) 【令和3年度当初予算:95.0億円の内数(令和2年度当初:75.1億円の内数)】</p>	<p>②-5. 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断により事業承継ニーズの掘り起こしを行うとともに、各都道府県に配置したコーディネーターにおいて、税理士・弁護士等の専門家を派遣するなどして、事業承継計画の策定支援を行う。また、事業承継診断を企業健康診断(事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促すもの)へ抜本的に見直すべく、令和3年度及び令和4年度に検討を行う。[経産省]</p>
<p>(②-2) REVICでは、地域金融機関等の求めに応じてノウハウ移転や人材育成を支援する特定専門家派遣を実施しており(これまで204件)、引き続き取り組む。また、REVICの事業者への支援体制を強化するため、人員強化と態勢整備を図る。【金融庁】</p>	<p>・特定専門家派遣はこれまで215件実施(令和3年5月末時点)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、事業再生業務の経験者等の専門家の新規採用や、金融機関からの派遣の受入れ等により、事業者の支援体制の強化を実施した(令和3年4月に、ファンドによるコロナ対応を強化するためファンド担当役員(常務取締役)を新たに登用)。(再掲)</p>	<p>(①-3と統合)</p>
<p>(②-3) 大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップしてREVICでリストを管理し、マッチングを行うなど、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動や兼業・副業を促進する。【金融庁】</p>	<p>・令和2年度第3次補正予算において、地域企業の経営人材確保を支援するための各種施策(「地域企業経営人材マッチング促進事業」)を新たに盛り込んだ。 ・REVICに整備する大企業の人材リストが、地域企業の多様な人材ニーズに応えられるものとなるよう、幅広い業界の大企業への呼びかけを継続中。 ・地域金融機関による経営人材ニーズの掘り起こし等を後押しする観点から、有料職業紹介の許可を受けている地域金融機関へのヒアリングを実施中。</p>	<p>(⑤-8に移動)</p>

## ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
(新規項目)	(新規)	②-6. 令和3年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携したM&A支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業がM&Aに関する適切な支援を受けられる環境を整備する。[経産省]
(新規項目)	(新規)	②-7. 中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、令和3年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他のM&A支援機関からの意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。[経産省]

# ■事業再生・M&Aを含む事業承継の促進

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案(対応省庁)
<p>(②-4) 事業者の事業承継経費を支援する事業承継補助金においても、来年度は新たに、第三者承継時における事業者の専門家活用に係る経費等を対象化。【経産省】</p>	<p>・ 令和2年度第3次補正予算および令和3年度当初予算案において、事業引継ぎ時に係る士業専門家の活用費用の補助を措置。</p> <p>○事業承継・事業引継ぎ推進事業(再掲) 【令和2年度第3次補正予算:56.6億円の内数(新規)】</p> <p>○事業承継・世代交代集中支援事業 【令和3年度当初予算:16.0億円(新規)】</p>	<p>②-8. 事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援しているところ、今後も中小M&amp;Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。また、令和3年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。[経産省]</p>
<p>(②-5) 中小企業のM&amp;Aを促すための予算・税制措置も検討する。【経産省】</p>	<p>・ 事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和2年度第3次補正予算)、事業承継総合支援事業(令和3年度当初予算)、事業承継・世代交代集中支援事業(令和3年度当初予算)を措置した。</p> <p>・ 令和3年度税制改正において、中小企業の経営資源の集約化に資する税制を創設した。</p> <p>○事業承継・事業引継ぎ推進事業(再掲) 【令和2年度第3次補正予算:56.6億円(新規)】</p> <p>○事業承継総合支援事業(再掲) 【令和3年度当初予算:142.8億円の内数(令和2年度当初:75.1億円の内数)】</p> <p>○事業承継・世代交代集中支援事業(再掲) 【令和3年度当初予算:16.2億円(新規)】</p> <p>○中小企業の経営資源の集約化に資する税制</p>	<p>②-9. 事業承継・引継ぎ補助金等の予算措置、及び法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制等の税制措置の活用が促進されるよう、M&amp;Aを含む事業承継について集中的な広報を行う。[経産省]</p>



## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>③ 大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、東京の若者(20～30代)にフォーカスしたUIJターンについて、具体的なボトルネック(求人企業情報面、移転資金面、家族・暮らし面)に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。</p>	-	<p>③ 東京の若者(20～30代)にフォーカスしたUIJターンについて、具体的なボトルネック(仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等)に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。</p>
<p>(③-1) 若者にはインターネット求人サイト掲載が有効(新卒最多の47%が利用)。他方、地方中堅企業等では、記載内容の魅力化、前提の自社分析や採用戦略(人材像、時期、ツール、媒体、社員教育、施策活用等)の磨き上げ、さらには企業HP・リモートセミナー・リモート面接といったWEB情報・サービスの整備活用を併せて行うことが重要。</p>	-	<p>③-1. 若者にはインターネット求人サイト掲載が有効(新卒最多の47%が利用)。他方、地方中堅企業等では、記載内容の魅力化、前提の自社分析や採用戦略(人材像、時期、ツール、媒体、社員教育、施策活用等)の磨き上げ、さらには企業HP・リモートセミナー・リモート面接といったWEB情報・サービスの整備活用を併せて行うことが重要。</p>
<p>(③-2) 民間求人サイトについて、現在、掲載料支援による調査分析を実施中(8月下旬より掲載開始)。この結果も踏まえつつ、来年度は、上記を一気通貫で総合的に支援するスキームを検討。【経産省】</p>	<p>・調査事業で、多数の地方企業が実際に応募増加や採用を実現するなど、民間求人サイトの活用の成果を挙げた。他方、民間求人サイトを単に利用するだけでは成果に結びつきにくく、自社分析や他の求人ツール等を戦略的に用いることが重要との示唆を得た。 ・また調査にあたって得られた先進事例について事例集を作成するとともに、人材採用の専門家や実証事業に取り組んだ地方企業が登壇するオンラインシンポジウムを開催し、民間求人サイトの具体的な活用方法や、採用活動に当たっての工夫を紹介した。 ・今年度、地域企業が自社分析、採用戦略から、民間求人ツール、リモートセミナー・面接等まで、一气通貫で取り組む実証を行い、創出される先進事例の横展開を図る事業を措置しており、現在、公募中(6/25×切)。採択は7月以降を予定。</p> <p>○戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業 【令和3年度政府予算案:11.7億円の内数(新規)】</p>	<p>③-2. 民間求人サイト活用について、令和2年度に開催した各種オンラインシンポジウム(先行的取組を行っている中堅企業、UIJターン経験者及び有識者による講演等)の内容も併せて発信しつつ、令和3年度は、上記を一気通貫で取り組む実証を行い先進事例の創出を図るとともに、得られた知見を事例分析集としてまとめる。さらに、求人・採用から定着・育成等のアフターフォローまで含めた、地域の面的な連携による若者人材確保の取組の支援を検討する。【経産省】</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>③-3) 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIJターンコース))についても、本年度、コンサル経費まで拡充したところであり、引き続き措置。【厚労省】</p>	<p>・中途採用等支援助成金(UIJターンコース)について、令和3年度も引き続きコンサルティング経費も対象として事業を実施中。 ・また、同助成金において、令和3年度から、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局における地方創生移住支援事業の要件緩和と連携し、対象者を拡充。</p>	<p>③-3. 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIJターンコース))についても、コンサル経費まで対象に入れており、労働局等を通じて引き続き利用促進に努める。[厚労省]</p>
<p>③-4) 移住・起業支援金が効果的であると認識しているが、若者のUIJターン等へのリーチが不足していると推察。来年度に向け、地方での再チャレンジを目指す若者等の移住を対象とするなど、要件緩和を目指す。 プロフェッショナル人材事業(実績の48%は20~30代)において今年度創設した副業・兼業の移動費支援を継続。より多くの方に活用していただくため、今年秋口から年度末にかけてオンラインにて、地域の企業経営者向けに副業・兼業セミナーを開催予定(全国6ブロック程度)【内閣官房】</p>	<p>・令和3年度から、東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就職した者については、通学期間も移住支援事業の移住元としての対象期間に加算可能となるよう、通学期間の対象化を行っている。 ・副業・兼業セミナー(「ニューノーマル時代」の外部人材活用セミナー)を下記のとおり実施した。 ①動画配信型(令和2年10月26日より動画配信開始) -人材会社による解説と、実際に副業プロ人材を活用した地域企業の事例紹介 ②ライブ配信型(令和2年11月10日~20日にかけて全国6ブロックで実施) -労務管理上の留意点にかかる弁護士の講演、企業の課題抽出・必要な人材要件定義にかかる演習を実施。 ・令和2年12月16日に、全国の拠点マネージャーや地公体担当者らが参加する「全国協議会」を開催し、各拠点での活動状況の共有や好事例の紹介等を行った。</p> <p>○地方創生推進交付金「プロフェッショナル人材事業」 【令和3年度政府予算:1,000億円(令和2年度当初:1,000億円)の内数】</p>	<p>③-4. 若い世代の地方移住への関心が高まっている中、子育てが移住を検討する大きなきっかけにもなっていると推察。移住・起業支援金について、令和4年度に向け、子育て世代がより移住を行いやすい制度拡充を目指す。【内閣官房】</p> <p>(人材マッチング事業については⑤-7で記載)</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(③-5) 都市部の若者が家族を含む具体的な暮らしを想定できるよう、9月目処で多様な経験者の実体験のインタビュー動画を作成。後述のシンポジウムや地方説明会、政府広報ページ、LO活プロジェクトサイト(厚労省の情報発信・相談サイト)や下記新サイト、移住・交流情報ガーデン(総務省の情報発信・相談拠点)と連携し発信していく。【経産省等】</p>	<p>・令和2年9月から12月にかけて、政府広報オンラインの特集ページにて、東京からの移住者のインタビュー動画を4本掲載した。 ・特集ページでは、厚生労働省のLO活プロジェクトサイトや内閣府の移住応援サイト、総務省の移住・情報交流ガーデンの情報を、関連リンク先に掲載し、政府の取組を紹介している。 ・経産省等のTwitterアカウント、総務省の移住・情報交流ガーデンのFacebookアカウント等から周知を実施した。引き続き、関係省庁・関係機関等の連携先を継続・拡大し、HPやSNS等での発信に取り組んでいる。</p>	<p>③-5. 内閣官房・内閣府は、令和2年10月に運用を開始した地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を通じ、移住等への関心をより高めるため、移住等に関するコンテンツ拡充、ユーザビリティの向上等を行う。また、引き続きアクセス解析を行い、サイトの構成等の改善に活用する。 経産産業省は、多様な移住経験者のインタビュー動画を政府広報特設ページに掲載しており、若者人材向けの政府の広報媒体等と連携し、今後も継続的に発信していく。【内閣官房・内閣府、経産省等】</p>
<p>(③-6) 若者を中心に、地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイトを立ち上げる(10月下旬頃運用開始予定)。支援施策等の情報を提供する総務省、厚労省等の関係府省庁のサイトともリンク構築し、単に関係省庁の各サイトを羅列するのではなく、主要なキーワード(実際に移住した方々へのヒアリングを実施して特定)によりユーザー視線で支援施策等を分類するなど、分かりやすいサイトとなるよう工夫する。立ち上げ後、アクセス解析機能を活用して遷移情報を収集分析することで、サイトの構成・デザイン等を随時改善する。【内閣官房・内閣府】</p>	<p>・地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を制作し、令和2年10月30日に運用を開始した。移住等への関心を高めるため、支援施策等の情報を提供する関係府省庁や関連団体の移住・関係人口関連情報サイトをユーザー視点で整理し、情報発信を行っている。また、より良いサイトにするために、アクセス解析を行った。運用開始後、76日間(令和2年10月30日～令和3年2月28日)で、想定を超える143,244(当初想定60,000)のユーザーにご利用いただいた。</p>	
<p>(③-7) 地方中堅企業等が都市部の若者人材獲得への機運を高め、支援施策も活用できるよう、企業の成功事例や施策を周知するシンポジウムを、政府広報室・施策省庁とも連携し、各地で開催(10～12月で4県)。WEB上のライブ配信や特設ページ等を通じ、全国的にも発信していく。【経産省等】</p>	<p>・「若者のUIJターン機運を捉える中堅・中小企業の採用戦略」をテーマに、先行的取組を行う中堅企業、UIJターン経験者及び有識者による講演等を行うオンラインシンポジウムを4県で開催した(福井県(令和2年11月)、三重県(11月)、静岡県(12月)、長崎県(12月))。 ・同シンポジウムについて、政府広報オンライン上のHPでライブ配信及びアーカイブ配信を実施中。 ・厚労省等の情報発信サイトとも発信連携の調整中。</p>	<p>(③-2と統合)</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・大学が行う職業実践力育成プログラムについては、令和2年度末時点で314課程を認定。「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」については、40大学63プログラムを採択。</p>	<p>③-6. 第二新卒対象者も含め、リカレント教育により再就職等に資するべく、「職業実践力育成プログラム認定制度(大学が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを大臣認定)」について、令和3年度の新規公募、認定を行う。また、新たに「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」により、失業者や希望する就職ができていない若者等を対象に、大学と企業、労働部局等が連携し、即効性があり質の高いリカレントプログラムの開発・実施及び職業相談や就職支援を一体的に行う(40大学63プログラムを採択)。[文科省]</p>
(新規項目)	<p>・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」で、社会人のリカレント教育に関する情報を発信中。</p>	<p>③-7. 社会人の学びのポータルサイト「マナパス」において、上記により開設される講座を含む社会人のリカレント教育に関する情報発信に取り組む。[文科省]</p>
(新規項目)	<p>・新卒卒での応募に当たって、意欲や能力のある既卒者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法の指針(青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針)により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も応募可能とすることを求めている。また、コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況にある中で、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進を図っていただくよう今後とも働きかけを積極的に行うこととしている。</p>	<p>③-8. 「若者雇用促進法の指針」(青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針)により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒卒で応募可能とすることを求めており、この旨をWebサイト等を通じて引き続き情報発信していく。コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況の中、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進を図っていただくよう、中堅企業等に対して全国の労働局・ハローワークによる周知等を通じて継続的に働きかけを行う。[厚労省]</p>
(新規項目)	<p>・いわゆる第二新卒の地方就職支援に当たっての取組として、東京圏・大阪圏において地方就職に関するセミナー等により潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体等が実施する就労体験事業への送り出し等により、地方就職に向けた動機付けを行うLO活プロジェクトを行っている。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援を行っている。</p>	<p>③-9. 「LO活プロジェクト」(地方への就職を希望する若者を支援)において、Webサイト等を通じて、地方就職希望者や、UIJターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信を行う。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等、地方中堅企業等に就職を希望する方のニーズに応じた支援を引き続き行う。[厚労省]</p>

## ■若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>④ 都市部の若者の地方でのインターンについて、特に来年夏のインターン時期に向け、コロナ禍での取組も含めた情報分析を進めるとともに、自治体・大学・企業の三者への働きかけや場の設定を各省連携して行う。</p> <p>今夏のインターンシップ集中時期を見据えた先進モデル検討の加速化と実施支援〔内閣官房、文科省、厚労省、経産省〕</p>	-	<p>④ 都市部の若者の地方でのインターンについて、夏のインターン時期等も見据えつつ計画的に、全国での実施状況やコロナ禍での優良事例等も含めた情報収集・分析を行うとともに、自治体・大学・企業の三者への働きかけや場の設定を各省連携して行う。</p>
<p>(④-1) インターンの実施率が高い静岡県では、大学・自治体・企業による全県的なインターンシップコンソーシアムが設置され、静岡大学が中心となって、インターンの調整、企業向け研修会、学生への意識付け等を実施。他方で、学生は知名度の高い大企業や近隣都市圏のインターンシップに参加する傾向があるというヒアリング結果も得られた。</p>	<p>・調査においてインターンシップの実施率が高い新潟県の取組等を把握し、「インターンシップフォーラム」で事例紹介等を行った。</p> <p>・令和3年度「大学等におけるインターンシップの届出制度」の申請受付を令和3年6月に開始し、令和3年9月にその内容を公表するとともに、その取組の中から、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップをグッドプラクティスとして、令和4年3月に表彰し、その成果を広く普及する予定。</p>	<p>④-1. 令和4年度に実施予定の「大学等におけるインターンシップの実施状況調査」に向けて、より各大学等におけるインターンシップの実施状況を正確に把握できる調査項目に見直しするとともに、「大学等におけるインターンシップの届出制度」やそれに基づく「大学等におけるインターンシップ表彰」等を通じて、大学・自治体・企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップの優良事例を継続的に発掘する。〔文科省〕</p>
<p>(④-2) 今般、コロナ禍においてインターンシップの現状がどのように変化・対応しているかを把握するために、インターンシップの実施率が高い静岡県等の状況を10月までに改めてヒアリングを実施し、取組事例や課題を整理する。 【文科省】</p>		
<p>(④-3) より統計的に分析するため、毎年実施している「大学等におけるインターンシップの実施状況調査(統計法上の一般統計調査)」について、本年度、受入企業に関して都道府県別・従業員規模別の調査項目を追加。3月に調査を発出、6月末を提出期限としており、現在、回答内容(約1,100校)を確認・集計中。10月を目途に集計終了し、調査結果を公表予定。【文科省】</p>		

## ■若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(④-4) 情報分析の結果も踏まえ、主に自治体・大学・企業等により構成される全国のインターンシップ関連協議会等が参加するワークショップ(3月開催予定)や、自治体担当者等向け研修会等において上記調査結果や取組事例等を共有し、商工会議所等も含め、横展開を促進する。【内閣官房、文科省、経産省】</p>	<p>・調査結果の分析を踏まえて、令和3年3月17日に、関係省庁の協力の下、「インターンシップフォーラム」を開催。インターンシップの実施率が高い新潟県の取組や、自治体の取組として滋賀県の事例紹介等を行った。 ・令和2年11月、令和2年12月、令和3年1月に自治体担当者等向け研修会を開催し、オンラインを活用したインターンシップの取組事例等を共有するとともに、ポータルサイトにおいて発信している。</p>	<p>④-2. 上記優良事例等について、夏のインターン時期も見据えつつ、インターンシップ関連イベント(全国キャリア教育・就職ガイダンス(令和3年6月目途開催)、インターンシップ専門人材セミナー(同9月目途)、インターンシップフォーラム(同3月目途))を通じて広く情報発信する。また、関係省庁と連携し、関係省庁の研修会等において、横展開を図る。[文科省]</p> <p>④-3. 自治体担当者等向け研修会(10月目途開催)や自治体への個別の相談対応等を通して、地方における質の高いインターンシップの展開を支援する。[内閣官房]</p>
<p>(④-5) 中小企業等に対し、マッチング等を通じて必要な人材確保を支援する事業等を活用し、来年度、新たに学生とインターンに関心を有する企業のマッチングの実施や、企業の魅力発信にもつながるようなインターン受入れプログラムの作成支援等を実施することを通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの促進を図る。【経産省、文科省】</p>	<p>・令和3年度の新規事業(戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業)において、現在、間接補助先の公募中(6月25日ㄨ)。実施要件や採択審査での評価、補助対象経費等における工夫を通じて、インターンシップの積極的な検討・実施を促している。 ○戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業(再掲) 【令和3年度予算:11.7億円の内数】</p> <p>・令和3年度予算事業において、企業のマッチングの実施や魅力発信にもつながるようなインターン受入プログラムの作成支援等を実施予定。 ○中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業人材確保支援等事業) 【令和3年度予算:10.5億円(11.7億円)の内数】</p>	<p>④-4. 中小企業等に対しマッチング等を通じて必要な人材確保を支援する事業等において、要件や加点等を通じたインターンの取組のインセンティブ付け、学生とインターンに関心を有する企業のマッチング、企業の魅力発信にもつながるようなインターン受入れプログラムの作成支援等を実施することを通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの促進を図る。[経産省]</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>社内人材育成の支援メニューの充実化、企業の活用促進[厚労省、経産省]</p> <p>DX人材の育成と地域での活躍の促進[内閣官房、総務省、文科省、厚労省、経産省]</p>	-	<p>⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 在職者への訓練について、厚生労働省では全国の職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)等に「生産性向上人材育成支援センター」を設置しており、在職者のITの活用や情報セキュリティなどのIT理解・活用力習得のための訓練コースを実施している。</p>	<p>⑤-1. 生産性向上人材育成支援センター(中小企業等の人材育成に必要な支援を行うため全国のポリテクセンター等に設置)において、在職者に対し豊富な訓練メニューを提供するとともに、特にAI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設等を行う。また、個々の企業の要望に応じ、オーダーメイドの訓練コースの設定や、職業訓練指導員の企業への派遣等を行うことで、細かなニーズにも対応していく。[厚労省]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 人材開発支援助成金について、令和3年4月からITSS(ITスキル標準)レベル4及び3相当の教育訓練を高率助成の対象としている。</p>	<p>⑤-2. 人材開発支援助成金(職業訓練等を計画的に実施した事業主等に対して助成)について、令和3年4月からITSS(ITスキル標準)レベル3~4相当の教育訓練を高率助成の対象としており、引き続き当該助成金を通じて企業内の人材育成を支援する。[厚労省]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 教育訓練給付の講座指定について、関係府省の連携により、IT分野の講座充実を図っている。具体的には、連携制度として、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度)を運用。令和3年4月1日時点の講座数はAI・データサイエンス分野を含む107講座。うち、専門実践教育訓練給付指定講座は78講座。</p>	<p>⑤-3. 教育訓練給付(主として雇用保険被保険者が、指定された教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給)におけるIT分野の講座充実に向け、関係府省との連携を推進する。その中で、経済産業大臣認定である「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」について、法人や団体等に対する周知を行うとともに、講座の拡充に努めていく。[厚労省、経産省]</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・労働者のキャリア形成について相談支援を行うキャリア形成サポートセンターにおいて、キャリアコンサルティングを行うとともに、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック)の導入支援を行っている。</p>	<p>⑤-4. キャリア形成サポートセンター(キャリア形成に係る相談支援窓口)において、在職者等へのキャリアコンサルティングを行う。また、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック)についても、同センターを通じて導入支援を行う。[厚労省]</p>
(新規項目)	<p>・高等教育段階の数理・データサイエンス・AI教育におけるモデルカリキュラムや教材について、リテラシーレベルは、引き続き全国へ普及・展開等を実施し、応用基礎レベルは、モデルカリキュラムに準じた教材等を作成する。また、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度について、リテラシーレベルは、7月中を目途に認定し、応用基礎レベルは、今年度中に制度を構築するための検討を開始する予定。</p>	<p>⑤-5. 高等教育段階において、数理・データサイエンス・AI教育のモデルカリキュラムや教材の作成・展開、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を通じ、同分野の人材育成を推進する。具体的には、リテラシーレベルのモデルカリキュラムや教材の普及展開、教育プログラム認定(令和3年7月目途)を実施するとともに、応用基礎レベルについても、モデルカリキュラムに基づく教材の作成や、教育プログラム認定の制度設計(令和3年度内目途)を行う。[文科省]</p>
(新規項目)	<p>・公的職業訓練の実施にあたり、地域の関係者によって構成される地域訓練協議会等を通じて、デジタル関連等をはじめとする地域の求人ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進に更に努めることとしている。</p>	<p>⑤-6. 公的職業訓練(希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の訓練の提供)の実施にあたり、地域の関係者によって構成される地域訓練協議会等を通じて、地域の求人ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進を図る。[厚労省]</p>



## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・プロフェッショナル人材事業および先導的人材マッチング事業の運用を通じ、DX人材等も含む地域企業の成長に必要なプロ人材のマッチングを推進している。</p>	<p>⑤-7. プロフェッショナル人材事業および先導的人材マッチング事業を通じて、地域におけるハイレベル人材の確保や副業・兼業人材の活用を図ることで、地域への人材展開を通じた地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。[内閣官房]</p>
(②-3から移動)	<p>・令和2年度第3次補正予算において、地域企業の経営人材確保を支援するための各種施策(「地域企業経営人材マッチング促進事業」)を新たに盛り込んだ。 ・REVICに整備する大企業の人材リストが、地域企業の多様な人材ニーズに応えられるものとなるよう、幅広い業界の大企業への呼びかけを継続している。 ・地域金融機関による経営人材ニーズの掘り起こし等を後押しする観点から、有料職業紹介の許可を受けている地域金融機関へのヒアリングを実施している。</p>	<p>⑤-8. 令和2年度第3次補正予算に盛り込んだ各種施策である、REVICに整備する人材リストから経営人材を確保した地域企業への補助、大企業人材に対する研修・ワークショップの提供及び本施策に関する周知・広報を着実に実施する。人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携しつつ大企業への働きかけを継続するとともに、マッチングの仲介役となる地域金融機関の人材仲介機能の強化を図り、地域企業のための経営人材マッチングを促進する。[金融庁]</p>
(新規項目)	<p>・テレワークマネージャーによる相談やテレワーク・サポートネットワークを活用したセミナー等の開催をする中で、必要に応じ、経済産業省・中小企業庁のIT導入補助金をはじめとした他省庁の支援策についても紹介することとしている。 ・また、総務省のテレワーク施策について、経済産業省・中小企業庁が中小企業向けの支援策をまとめているwebサイトのテレワーク関連ページに掲載するなど、HPの相互連携を行った。</p>	<p>⑤-9. 中堅企業等のテレワーク導入・改善を目的として、セキュリティやICTツールに係る課題を解決するため、関係省庁と連携しつつ、全国的な一次相談窓口(テレワーク・サポートネットワーク)を活用した初期相談やセミナー等の開催、テレワークマネージャーによる個別無料のコンサルティングを実施する。[総務省]</p>

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
外国人材の受入れに関する施策の推進[入管庁、業所管省庁]	-	⑥ 外国人材の受入れに関して、特定技能制度の受入れ分野の追加等を必要に応じて検討する。また、在留外国人が安全・安心な生活・就労を実現できるよう、行政窓口の強化や情報発信等の在留施策を推進する。
(新規項目)	・現時点で、特定産業分野の追加及び特定技能2号の対象拡大がなされている状況にはないが、分野を所管する行政機関において適切に検討がされている。	⑥-1. 特定技能制度について、受入れ分野の追加は、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示した上で、出入国在留管理庁等の制度所管省庁において適切な検討を行う。特定技能2号の対象拡大については、特定技能制度施行後2年を経過し在留者数も約2万人(令和3年3月末現在、速報値)に上っていることから、対象分野の追加に向けて、分野所管省庁において、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ検討を進める。[入管庁、業所管省庁]
(新規項目)	・特定技能在留外国人数については、3ヶ月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供している。	⑥-2. 特定技能在留外国人数について、分野所管省庁における必要な措置を講じるための検討に資するよう、引き続き3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。[入管庁]

## ■若手人材のUIJターン等の人材の確保・育成の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・外国人在留支援センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せに対応するとともに、令和2年10月に地方公共団体担当者への研修を行った。また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の令和3年7月からの試行実施に向けて検討を進めている。</p> <p>また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を行っている。</p>	<p>⑥-3. 外国人在留支援センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せ対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援については、令和3年7月から開始する試行の結果を踏まえ、実施を検討する。また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を引き続き実施する。[入管庁]</p>
(新規項目)	<p>・安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した「生活・就労ガイドブック」を14言語(※)に翻訳した上で、外国人生活支援ポータルサイトで公表しているところ、関係府省庁の連携の下、時点更新及び一部内容を拡充し、令和3年4月に公表した。</p> <p>※日本語(やさしい日本語含む。)、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語、モンゴル語</p>	<p>⑥-4. 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した生活・就労ガイドブックについて、関係省庁との連携の下、必要に応じて内容の更新をしていく。[入管庁]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>生産性向上や新事業展開の支援策に係る柔軟な制度設計と活用促進[経産省、業所管省庁]</p> <p>事業改善や企業間連携を生み出すDXの推進[内閣官房、経産省等業所管省庁]</p>	-	<p>⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 令和5年10月のインボイス制度への移行を見据え、「電子インボイス」の利活用によるバックオフィス業務の効率化を実現するため、「電子インボイス」の仕様の標準化に取り組んでいる。</p> <p>・ また、政府調達システムについて、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進めている。</p>	<p>⑦-1. 「電子インボイス」の標準仕様を早急に策定し、デジタル庁がオーソリティとして適切に管理・運用する。また、標準化された「電子インボイス」を普及させるため、関係省庁とともに必要な支援策の検討等を行う。政府調達システムについても、令和4年度以降の具体的な改修に向け、必要な対応を行う。[内閣官房]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ DX認定(情報処理の促進に関する法律による認定)を運用しており、利用促進に努めている。なお、本年度は、DX投資促進税制(今通常国会において関連法成立)との連携(DX認定取得を要件の一つとする)や、DX認定企業がIT活用促進資金(日本政策金融公庫の制度融資)を利用する際に特利の対象になる等の金銭的支援も実施予定。</p>	<p>⑦-2. DX認定(情報処理の促進に関する法律による認定)の利用促進を図る。具体的には、中堅・中小企業向けガイドラインの策定や、地域における各種講演(必要に応じて地方説明会の場等において制度の説明を実施)等を行うことによって、DX認定の認知を増やすと共に、申請の検討をより行いやすくするための工夫を行う。また、DX投資促進税制(今通常国会において関連法成立)においてDX認定取得を要件の一つとするほか、DX認定企業がIT活用促進資金(日本政策金融公庫の制度融資)を利用する際に特利の対象になる等の金銭的支援も実施する。[経産省]</p>

# ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・令和3年度事業において、地域企業・産業のDXの取組を支援している。</p> <p>①地域企業デジタル経営強化支援事業(システムを活用した経営管理体制強化のための課題整理・計画策定・システム導入を支援)については、令和3年5月12日に7件の事業を採択。</p> <p>②地域産業デジタル化支援事業(地域産業のデジタル化のための、IT企業等と連携した新事業の実証、モデルケースの創出・横展開を支援)については、令和3年5月10日に62件の事業を採択。</p> <p>・令和2年12月より「スマートかつ強靱な地域経済社会の実現に向けた研究会」を開催している。地域企業のDXを推進するための政策の検討の方向性として、①地域におけるDXに対する機運の醸成・意識改革、②地域単位・産業単位・サプライチェーン単位のDX実現の促進、③デジタル人材の育成・確保、④地域企業のDXを地域ぐるみで支援する枠組みの整備、の4点が示されており、これも踏まえつつ今後の施策を検討していく。</p>	<p>⑦-3. 地域未来牽引企業等の地域企業においてデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組み整備や活動を支援するとともに、新事業実証等を通じた、地域産業のデジタル化のモデルケースの創出や地域課題の解決、デジタル人材の育成等を促進する。[経産省]</p>
(新規項目)	<p>・中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、「中小企業デジタル化応援隊事業」によるIT専門家への補助を通じて、令和2年9月以降延べ12,000者を超える事業者のデジタル化を支援している。</p>	<p>⑦-4. 中小企業デジタル化応援隊(テレワークやEC等の活用について助言等を行うIT専門家と中小企業等とのマッチング支援)について、令和3年度は第Ⅱ期として、マッチング可能なIT専門家のリストをさらに充実させつつ取り組む。[経産省]</p>
(新規項目)	<p>・食品製造業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証する取組を支援しており、その成果を広く情報発信し、横展開を進めている。現在、令和2年度第3次補正事業である「加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業」について、7月16日まで公募を実施しているところ。</p> <p>・新事業を展開する上でも中堅企業等の経営基盤を強化するため、農業競争力強化支援法に基づく事業再編への税制・金融支援について、中小企業診断協会や日本税理士連合会等と連携するなど、新たなルートによる周知を実施している。</p> <p>また、案件の掘り起こしに向けて日本政策金融公庫との連携を強化し、活用を一層促進しているところ。</p>	<p>⑦-5. 食品製造業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証する取組を支援するとともに、その成果の横展開を図る。また、新事業を展開する上でも中堅企業等の経営基盤を強化するため、事業再編に関する税制・金融等支援策について、中小企業診断協会や日本税理士連合会等と連携して周知するなど、活用を促進する。[農水省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・ 中小企業の生産性の向上を図り、足腰の強化を進めていくため、「中小企業生産性革命推進事業」を実施している。令和元年度補正予算、令和2年度第1次、第2次、第3次補正予算により、現在までに合計約14万社、約2,600億円を採択。</p>	<p>⑦-6. 中小企業等の生産性の向上に向け、設備投資やIT導入等を支援する「中小企業生産性革命推進事業」(令和2年度第3次補正予算において、さらに2,300億円を措置)について、通年での公募と複数回の締切日設定、通常枠に加えて多様な特別枠の創設(コロナ禍に対応した「低感染リスク型ビジネス枠」)など、事業者の状況や取組等に応じて活用しやすい形での事業実施に取り組む。 [経産省]</p>
(新規項目)	<p>・ 今年からアフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等事業者の事業再構築を支援する中小企業等事業再構築促進事業を実施している。第1回公募を5月7日に締め切り、6月16日に緊急事態宣言特別枠、6月18日に通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠について採択結果を公表した。第2回公募は5月20日に開始しており、7月2日に締め切る予定。</p>	<p>⑦-7. アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和3年から「中小企業等事業再構築促進事業」(令和2年度第3次補正予算において、1兆1458億円を措置)を実施しており、現在第2回公募を実施中。今後もさらに3回程度の公募を予定。第1回公募の結果を踏まえ、今後、申請の際に添付が必要な書類の詳細について具体的に例示を示すことや、不採択となった事業者に対して審査における評価の内容をフィードバックするなどの取組を実施する。また、国が保有する補助金等のデータを民間に開放し、中小企業を支援する民間サービスの創出を促す。 [経産省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針 令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点 令和2年9月会議 具体的施策方針	取り組みの進捗・状況	新たな大方針案 新たな具体的施策方針案
⑤ 企業からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研(産総研、農研機構、土木研、JST)について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施する。また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。	-	⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研(産総研、農研機構、土木研、JST)について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。
(⑤-1) 産総研、農研機構、土木研、JST及び当該4法人の所管省庁による連絡会議(担当省庁は課室長級)を立ち上げ開催する(第1回は9月中旬を目途に開催)。【経産省、農水省、国交省、文科省】	・国の研究機関(産総研、農研機構、土木研究所、JST)が連携し、中堅企業等の研究開発支援をより企業目線で行っていくことを目的に「中堅企業等の研究開発支援に関する関係研究開発法人・所管省連絡会議」を立ち上げ、令和2年9月～令和3年2月に3回開催した。	⑧-1. 国研が行う研究開発支援についての認知度向上・利用拡大に向けて、産総研、農研機構、土木研、JST及び当該4法人の所管省庁の間で連絡会議を適宜開催し、各自の研究開発支援の実施状況や、情報発信・相談受付の状況に係る情報共有を引き続き行うとともに、必要に応じて新たな連携施策等を検討する。[文科省、農水省、経産省、国交省]

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(⑤-2)            当該会議において、中堅企業等の研究開発支援や利用者・案件発掘の方法、優良取組事例、実施状況等に係る情報交換・共有を行うとともに、4法人が連携して情報発信・相談受付等を行う取組についての検討を進める。(具体化できた取組から順次実行していく)(現時点で想定される4法人連携による取組案)            ー各国研の支援メニュー・成果事例等について、商工会議所等の関係団体への周知、各種説明会・セミナー等を通じた情報提供等(プッシュ型広報)            ー中堅企業等が日頃活用している国の各種支援策等に関するウェブサイト、国研による研究開発支援のページを設置し、各国研の支援メニュー・成果事例、技術相談の方法等に関する情報を掲載(ワンストップサービス)            【経産省、農水省、国交省、文科省】</p>	<p>(産総研)            ・地方説明会で、産総研成果事例集を合計95社に配布。            ・産総研九州センターで、地域の企業経営者・技術者(385名)に対し、産総研および各県公設試の最新の研究成果や企業との連携事例を紹介するオンラインイベントを開催(令和2年10月)。            ・関西広域連合、関西経済三団体、大阪産業局とともに、産総研、大阪技術研および関西圏の公設試が一堂に会したオンライン技術展示イベント「産業技術支援フェア in KANSAI 2020(令和2年11月～12月)」を開催。令和2年12月にWEB講演会(598名)も開催。            ・長野県・長野県企業局とともに、精密機械工業や電子デバイス工業関連の長野県内企業経営者・技術者にむけて産総研・福島再生可能エネルギー研究所(FREA)の取組事例を紹介する「再エネ×テクノブリッジ in 長野(令和2年12月)」を開催(会場参加101名、WEB参加登録387名)。4国研の支援メニュー・成果事例等が記載されたチラシを関係者への配布含め100部配布。            ・埼玉県主催の「オンライン彩の国ビジネスアリーナ(令和3年1月、参加者69名)」で、産総研概要、連携制度及び連携成果事例等を紹介。            ・産総研 北海道センターで開催したwebシンポジウム「林業・林産業と産業技術が創る未来(令和3年2月、参加者296名)」、東北センターで開催したwebイベント「テクノブリッジフェア in 東北(令和3年2月、参加者216名)」、中部センターで開催したwebイベント「テクノブリッジ in 中部(令和3年3月、参加者420名)」で、連携成果事例を紹介。            ・(一社)首都圏産業活性化協会が開催するWebセッション「事例に学ぶ医工連携(令和3年2月、参加者29名)」で、連携成果事例を紹介。</p>	<p>⑧-2.            当該会議における情報・意見交換を踏まえつつ、4法人が引き続き連携し、各種説明会・セミナー等への共同参加・出展、PRチラシの配布、4法人合同ウェブページ(関連サイトへのリンク付け)やメルマガ、SNS等を活用した情報発信、各法人が公設試験研究機関等と連携して行っている活動に係る情報提供や連携等の取組を進める。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p>



## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(⑤-3) 今年度より、大学・国研(産総研以外も対象)・公設試などを複数含む産学融合体制の構築に向けた事業を公募し、地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査による事業創出を支援。2~3地域を9月頃に選定し支援開始予定。来年度は支援対象エリアを拡大。【経産省】</p>	<p>・ 昨年度、大学・国研(産総研以外も対象)・公設試などを複数含む産学融合体制の構築に向けた事業を公募し、地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査による事業創出を支援するため2エリアを選定した(最大5年度支援)。今年度は新たに1エリアを選定。</p>	<p>⑧-3. 令和2年度に開始した、大学・国研(産総研以外も対象)・公設試などを複数含む産学融合体制の構築のもとで地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査を行い事業創出を支援する事業(最大5年度支援)について、支援対象エリアを拡大する(令和2年度は2エリアで開始→令和3年度は新たに1エリアを選定)。[経産省]</p>
<p>(⑤-4) 大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への経費支援を行う事業を実施。これまで以上に企業ニーズに応えられる様、事業規模の拡大や事業間連携の強化を行う。【文科省】</p>	<p>・ 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)において令和2年度第3次補正予算で採択(トライアウトタイプ311課題、産学共同(育成型)44課題)し、with/postコロナの社会変革に繋がる、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発等を支援している(事業説明会等も令和2年度に8回オンラインで開催)。令和3年度については現在審査を実施中。 ・ 全国5カ所に配置されたマッチングプランナーが企業との面談や関連機関への訪問等により、企業ニーズを把握するとともに、研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)への申請相談の対応や、産学連携活動の展開に向けた助言を実施している。 ・ JSTが支援した有望な技術シーズを、NEDOプロジェクトにシームレスにつなげられるよう、①JST・NEDOのコミュニケーション強化、②JSTがシーズをNEDOに紹介する仕組みの構築、③大学等が保有する技術シーズと企業のマッチングを行う予定。具体化に向けて実務者会合を複数回実施し、それぞれの取組を具体化に取り組んでいる(第1回は令和2年11月6日、第2回は令和3年1月14日、第3回は令和3年4月2日開催済)。</p> <p>○研究成果展開事業(研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)) 【令和2年度第3次補正予算:13.8億円、令和3年度政府予算:61.2億円(令和2年度当初:67.8億円)】</p>	<p>⑧-4. 大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への経費支援を行う事業において、これまで以上に企業ニーズに応えられるよう、引き続きマッチングプランナー等橋渡し人材を通じた支援を行っていくとともに、令和3年度より他機関連携をより推進することで、課題マネジメントや事業間連携の充実を図る。[文科省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(⑤-5) 農業分野では、農研機構の全国5カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、中堅企業等との共同研究を実施し、中堅企業等の新しい生活様式に資する研究開発について引き続き支援を実施。【農水省】</p>	<p>・中堅企業等との共同研究として、例えば、農業機械の高度化の分野、食品の加工・保存技術の分野など、共同研究221件、受託研究23件を実施している(令和2年4月～令和3年3月)。</p> <p>○農研機構運営費交付金(農業技術研究業務勘定) 【令和3年度政府当初予算:505億円(令和2年度当初:504億円)】</p>	<p>⑧-5. 農研機構の全国5カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、農業分野における中堅企業等との共同研究を実施し、中堅企業等の新しい生活様式に資する研究開発について引き続き支援を実施。[農水省]</p>
<p>(⑤-6) 土木分野では、土木研が建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、今年度補正により着手した“次世代建設施工実験フィールド”の整備及び施設の充実を図りつつ、中堅企業等との意見交換等を行いながら、同施設を活用して中堅企業等と共同で研究を進める。【国交省】</p>	<p>・建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、令和2年10月から整備を進めていた“建設DX実験フィールド”の主な施設等の整備が令和3年3月に完了した。建設DX実験フィールドを活用した産学との共同での実験・研究に向けて、中堅企業等との意見交換を1月～5月に7回実施した。</p>	<p>⑧-6. 土木分野の建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、土木研が令和3年3月に整備した“建設DX実験フィールド”を活用し、中堅企業等と意見交換を行いながら、共同で研究を進める。[国交省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(⑤-7) 産総研・農研機構・土木研・JSTが年度計画に位置づけている成果事例の中堅企業等への周知広報を継続して実施し、相互に成果事例を共有していく。【経産省、農水省、国交省、文科省】</p>	<p>・各法人の年度計画において、中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し、以下の取組等に取り組んでいる。</p> <p>(産総研)            ・地方説明会で、産総研成果事例集を合計95社に配布。            ・産総研九州センターで、地域の企業経営者・技術者(385名)に対し、産総研および各県公設試の最新の研究成果や企業との連携事例を紹介するオンラインイベントを開催(令和2年10月)。            ・関西広域連合、関西経済三団体、大阪産業局とともに、産総研、大阪技術研および関西圏の公設試が一堂に会したオンライン技術展示イベント「産業技術支援フェア in KANSAI 2020(令和2年11月～12月)」を開催。令和2年12月にWEB講演会(598名)も開催。            ・長野県・長野県企業局とともに、精密機械工業や電子デバイス工業関連の長野県内企業経営者・技術者にむけて産総研・福島再生可能エネルギー研究所(FREA)の取組事例を紹介する「再エネ×テクノブリッジ in 長野(令和2年12月)」を開催(会場参加101名、WEB参加登録387名)。4国研の支援メニュー・成果事例等が記載されたチラシを関係者への配布含め100部配布。            ・埼玉県主催の「オンライン彩の国ビジネスアリーナ(令和3年1月、参加者69名)」で、産総研概要、連携制度及び連携成果事例等を紹介。            ・産総研 北海道センターで開催したwebシンポジウム「林業・林産業と産業技術が創る未来(令和3年2月、参加者296名)」、東北センターで開催したwebイベント「テクノブリッジフェア in 東北(令和3年2月、参加者216名)」、中部センターで開催したwebイベント「テクノブリッジ in 中部(令和3年3月、参加者420名)」で、連携成果事例を紹介。            ・(一社)首都圏産業活性化協会が開催するWebセッション「事例に学ぶ医工連携(令和3年2月、参加者29名)」で、連携成果事例を紹介。</p>	<p>⑧-7. 各法人の年度計画において、中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し継続して取り組む。[文科省、農水省、経産省、国交省]</p> <p>⑧-8. 産総研の企業支援策や成果について、Web形式を含めたテクノブリッジ等の展示会イベントを開催し広報する。また、展示会やセミナー等を他法人(4法人のみならず広く検討)等と合同で開催することなどを検討する。[経産省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
	<p>(JST)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中堅企業等と大学の共同研究成果事例をホームページに掲載した。</li> <li>・ 大学、国立研究開発法人等の研究成果を企業関係者に向けて発信し、産と学のマッチングを推進する新技術説明会を実施するとともに、新技術説明会等のイベントやウェブページを通じて、4法人の連携した取り組みの周知を実施している。</li> </ul> <p>(農研機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者や事業者等から課題や技術的なニーズを聴取し、今後の研究方針に活かし農研機構の開発技術の浸透を図ることを目的としたアドバイザリーボードやマッチングイベント等を令和2年度に21件実施。</li> </ul> <p>(土木研)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同研究に基づく成果事例等の周知を行う土研新技術ショーケースについて、令和2年9月～12月に東京(参加者646名)、高松(参加者215人)、福岡(参加者243人)において開催した。令和3年1月の土木新技術ショーケースin新潟(申込者455名)では、Web開催として成果事例を紹介した。</li> </ul>	<p>⑧-9.</p> <p>大学や国立研究開発法人等の研究成果について、Web形式を含めたイノベーションジャパンや新技術説明会等のイベントを開催し、中堅企業等に向けて発信するとともに、中堅企業等と大学等の研究者のマッチングの場を提供する。[文科省]</p> <p>⑧-10.</p> <p>農研機構の共同研究開発等を通じた支援や成果について、対象を明確にした、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行うとともに、オンラインによるイベントの開催等を行う。[農水省]</p> <p>⑧-11.</p> <p>土木研と企業との共同研究に基づく成果事例等の周知を行う土研新技術ショーケースを令和3年度は6箇所(広島、大阪、東京、仙台、名古屋、札幌)で開催する(一部プログラムについては後日オンラインでも全国配信)。[国交省]</p>

# ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>⑥ 一国生産集中が進んでいたところ、コロナ禍でサプライチェーンリスクが顕在化したことを踏まえ、サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点整備支援を行い、併せてIT設備も含めた先端的設備投資を促す。</p> <p>また、海外展開のデジタル化のため、国内企業と海外バイヤー等をつなぐオンラインプラットフォームや海外ECサイトと連携したジャパンモールを整備し、各省も含め広く活用していく。</p> <p>海外現地への事業展開(現地法人、現地事業、輸出等)への支援体制・施策の充実化 [外務省、国交省、農水省、経産省]</p>	-	<p>⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 国際的なルールづくりやEPAの利活用促進に取り組んでおり、特に、令和2年度は、東京、広島及び福岡の商工会議所との協力の下、FTA・EPAの利活用に関するオンラインセミナー計2回を開催した。</p> <p>・ JETROによりEPAに関するアンケート調査を実施するとともに、事業者への情報提供として、事例集及びEPA解説書を作成・配布。並行して、EPA相談窓口等を通じ、EPA等の問合せや海外展開の相談に対応している。</p>	<p>⑨-1. 経済連携協定や投資関連協定等を通じ、中堅企業等の海外展開に資する国際的なルールづくりや利活用を促進する。外務省では、FTA・EPAの利活用に関するオンラインセミナーの開催回数を増やす(令和3年度は3回以上を目標)。経産省では、輸出先国の貿易データの入手・分析やJETROによるアンケート調査等を継続して実施し、より正確なEPA利活用の実態把握に取り組むとともに、事例集やEPA解説書等を通じた中堅企業等への情報提供やEPA相談窓口の体制整備を行う。[外務省、経産省]</p>
<p>(⑥-1) サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点・設備補助金について、サプライチェーンの分断による影響や需給のひっ迫状況も踏まえた効果等を分析するとともに、先端的設備投資等も要件として継続。【経産省】</p>	<p>・ サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点・設備補助金については、令和2年度第3次補正予算の制度設計において、より焦点を絞った効果的な運用とすべく、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、より本補助金の趣旨に合致するよう要件を見直した。当該補正予算分について、補助金の公募(公募期間:令和3年3月12日～5月7日)を行ったところ。</p> <p>○サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 【令和2年度第3次補正予算:2,108億円】</p>	<p>⑨-2. サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点・設備補助金について、現在、2次公募の7月以降の採択公表に向けて、外部有識者による審査中であり、まずは本予算による支援を着実に実施していく。[経産省]</p>
<p>(新規項目)</p>	<p>・ 輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等について、有識者と施策の企画担当者との意見交換会を実施し、令和3年4月に「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」をとりまとめた。</p>	<p>⑨-3. 輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等について、令和3年4月に取りまとめた「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」を踏まえた施策を講じる。[農水省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
<p>(⑥-2) JETROにおいて、今年度、海外ECサイトとの連携事業(ジャパンモール事業)の連携先の大幅な拡大に取り組んでおり、BtoB商材を扱うECサイトとの連携も開始したところであり、来年度も持続的な連携維持・運用を図っていく。(昨年度24箇所→今年度から60箇所程度を目指す)。【経産省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度3月までに、Japan Mall事業において67のEC事業者等と連携して日本商品のプロモーション等実施。食品や化粧品、日用品等の分野で、延べ2,237社の輸出に成功した。</li> <li>・ BtoB-EC事業で8件のオンライン展示会に出展し、計896社の支援を実施した。</li> </ul>	<p>⑨-4. JETROのジャパンモール事業(海外ECサイト連携)について、BtoC向けの連携先を60箇所以上に拡大する。また、令和2年度に開始したBtoB向け連携も、通年型のオンライン展示会への出展支援を本格運用し、成果の拡大を図る(令和2年度は8件のオンライン展示会に出展、計896社を支援)。【経産省】</p>
<p>(⑥-3) JETROにおいて、今年度整備する、国内外の事業者等をつなぐデジタルプラットフォームにより、オンライン商談会の開催を推進していく(昨年度2回→今年度120回程度予定)。 農水省においても、当該プラットフォームを用いて、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施。【経産省、農水省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン商談会等について、令和2年度は10月から3月までに175件実施し、中堅企業等の海外展開を支援した。オンラインの利点を活用し、これまでリーチし難かったアフリカやロシアといったフロンティア地域に向けた商談会も実施した。令和3年度は6月までに11件のオンライン商談会を実施(予定含む)。</li> <li>・ 海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」を令和3年3月に開設し、5月末時点で1,200社、8,564商品が登録済。</li> <li>・ 農水省においては、オンライン商談会を54回開催した(令和2年4月～令和3年3月)。海外見本市(中国国際輸入博覧会及びFHG2020、Fi Europe CONNECT 2020、Gulfood 2021、Vitafoods Asia Digital Week、BIOFACH)にも出展した。</li> <li>・ 令和2年度当初事業から見本市や商談会にあわせた輸入商社等とのマッチング強化や、サポーター店等と連携した上での見本市出品者のサンプル商材等を使った日本食材キャンペーン等の実施の支援を追加した。</li> </ul> <p>○海外需要創出等支援対策事業 【令和3年度政府予算:29.17億円の内数(令和2年度当初:27.6億円の内数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JETROによるデジタルツールやオンライン技術を活用した商談支援による成約率や成約額を向上させるため、JETRO海外事務所に食品サンプルを展示するショールームを設置するとともに、バイヤー等を対象とした試食会等を開催し、商談機会を創出することとしている。</li> </ul> <p>○海外需要創出等支援緊急対策事業 【令和2年度第3次補正予算:32.19億円の内数】</p>	<p>⑨-5. JETROにおいて令和2年度に整備した、デジタル・コミュニケーションツールにより国内外の事業者等をつなぐ商談支援プラットフォームにより、オンライン商談会の開催を引き続き実施する(令和2年度10月以降の 実績:175件、令和3年度6月までの予定12件)。また、海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」を通じ、世界中のバイヤーと中堅企業等とのマッチングを支援する。【経産省】</p> <p>⑨-6. 農水省でも上記プラットフォームを活用し、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施拡大する。また、成約率・額を向上させるため、JETRO海外事務所での食品サンプルを展示するショールーム設置、バイヤー等を対象とした試食会等を実施する。さらに、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、サンプル商材等によるキャンペーン等を実施する。【農水省】</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・ JETROのビジネスマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を令和3年2月に立ち上げ、日本企業との協業に関心のある海外企業との出会いや出資の機会を提供し、海外での市場開拓や海外企業との連携による技術力・サービス向上等を目指す企業を支援している。</p>	<p>⑨-7. JETROに令和3年2月に立ち上げたビジネスマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を通じて、国内外企業のマッチング機会の提供やウェビナー、ピッチイベント等を継続して実施するとともに、専門家によるビジネス戦略策定支援や提携先発掘支援など、より充実した支援を提供する。[経産省]</p>
(新規項目)	<p>・ JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所などが参加する新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開を図る中堅企業等に対し、事業計画策定から商談成立までの段階に応じて専門家が伴走型で支援している。</p>	<p>⑨-8. JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、海外展開を図る中堅企業等に対し、事業計画策定から商談成立までの段階に応じて専門家が伴走型で支援する。ポテンシャルのある企業を支援していくため、今後、海外展開を図る地域未来牽引企業やグローバルニッチトップ企業等から支援申込があった際には、加点することで採択可能性を高める。[経産省]</p>
(新規項目)	<p>・ 在外公館を通じた日本企業の海外展開に対する支援を強化している。これまでも、例えば令和2年度は、年度末までに75か国計97公館に約200名のインフラプロジェクト専門官を配置するとともに、12公館にてインフラ分野のウェビナー、ニュースレターによる企業への情報提供といったインフラアドバイザーによる支援事業を実施した。また、13か国計17公館にて、現地の日本人弁護士等との協力の下、法律相談、オンラインセミナー、法令の調査報告、コロナ禍での労働関係の現地法の和英併記ガイドランスの作成・配布等を実施した。</p>	<p>⑨-9. 在外公館を通じた支援事業（日本企業支援担当官、インフラプロジェクト専門官、インフラアドバイザー、弁護士等の活用による現地の情報収集・情報提供、法律相談等）について、企業のニーズが特に大きい分野をはじめとして強化及び充実化を図る（現状：97の在外公館に約200名のインフラプロジェクト専門官を設置。令和2年度は、12公館でインフラアドバイザー事業を、17公館で弁護士等の活用事業を実施。）。[外務省]</p>

## ■DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

令和2年9月会議 大方針		新たな大方針案
令和3年1月WG 今後更に検討・実施していく論点	取り組みの進捗・状況	
令和2年9月会議 具体的施策方針		新たな具体的施策方針案
(新規項目)	<p>・ JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関し、令和2年度第2回公示を昨年12月に行い、令和3年4月に計54件(中小企業支援型41件、SDGsビジネス支援型13件)を採択した。コロナ禍を受け、同公示では企業の要望に柔軟に応じるべく、現地渡航を想定しない(現地在住人材、リモート会議等を活用)日本国内からの遠隔作業で調査を完結する「遠隔実施型」を初めて募集し、26件を採択した。また、地域金融機関の行員が調査団員として参加する形で提案企業と地域金融機関が連携し、協同で海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」を初めて募集し、7件を採択した。令和3年度第一回公示は本年6月に実施している。</p>	<p>⑨-10. JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」(途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援)において、令和2年度に企業の関心が高かった、海外渡航を伴わず実施可能な「遠隔実施型」と、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」について継続募集する(令和3年度は2回公示予定)。特に、外交イベントにあわせた効果的な展開を支援するため、関連の応募を強く勧奨する(第9回太平洋・島サミット(令和3年7月2日)、第8回アフリカ開発会議(令和4年)等)。 [外務省]</p>
(新規項目)	<p>・ JICA「協力準備調査(海外投融資)」に関し、令和2年度はコロナ禍により企業からの応募数は減少したが、バングラデシュ・チッタゴン県の経済特区開発に関する調査計画を含む計4件を採択した。令和3年度公示は本年4月に実施した。</p>	<p>⑨-11. 「協力準備調査(海外投融資)」(調査提案を民間法人から公募し、委託調査として費用等を支援することで、主にJICA海外投融資の活用を前提とした事業の計画策定を支援する制度)を通じ、中堅企業等のインフラ等事業展開を支援する(令和3年度5件予定)。 [外務省]</p>
(新規項目)	<p>・ 「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」に関し、令和3年5月に外部審査委員会の第一回会合を開催した。民間企業を対象とした公開審査の応募を6月14日に締め切り、16社から応募があった(うち11社は中堅企業等)。6月21日に外部審査委員会の第2回会合で審査を行い、同月末までに選定された製品リストを公表予定。</p>	<p>⑨-12. 「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」(令和3年6月下旬以降、外部審査委員会を通じて、対象となる脱炭素技術のリストを採択予定)のもと、我が国NGOが中堅企業等を含む日本企業とともに、途上国へ対象技術の導入を進める取組について、NGO連携無償資金協力等により事業形成を支援する。 [外務省]</p>
(新規項目)	<p>・ 中堅・中小建設企業の海外展開を支援するため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)を平成29年に設置し、これまで、JASMOCなどを活用し、個別相談会や現地人材採用のジョブフェア等の開催や、現地訪問団派遣等を行ってきた。また、中堅・中小建設企業の持つ優れた建設技術を国内外に紹介するため、「建設技術集」を作成している。(6月下旬目途) ・ 加えて、コロナ禍による海外工事の中断・遅延に伴う契約トラブル等の解決を支援するため、法律相談を無料で受けられる環境を整備すべく、相談受付を本年4月に開始した。</p>	<p>⑨-13. 中堅・中小建設企業の海外展開のため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を活用し、個別相談会や現地人材採用のジョブフェア、現地訪問団派遣等を実施する。また、我が国の中堅・中小建設企業の優れた建設技術を紹介する「建設技術集」(令和3年夏頃作成)を在外公館等を通じて情報発信する。さらに、コロナ禍による海外工事の中断・遅延に伴う契約トラブル等の解決を支援するため、法律相談を無料で受けられる環境を整備する。 [国交省]</p>